

## 再委託契約における暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

- 1 委託者及び受託者は、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受託者は、明石市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）と資材又は原材料の購入契約その他の本契約の履行に伴い締結する契約を締結してはならない。

- 3 受託者は、本契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、委託者に報告するとともに兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(役員等に関する情報提供)

- 4 委託者は、受託者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受託者に対して、次に掲げる者（受託者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受託者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(2) 受託者がその業務に関し監督する責任を有する者（前号の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店等の代表者を含む。）

- 5 委託者は、受託者から提供された情報を明石警察署長に提供することができる。

(委託者の解除権)

- 6 委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委託者による解除)

- 7 委託者は、前項の規定に関わらず、受託者が次に該当するときは、特別の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(1) 暴力団等であると判明したとき。

(2) 第三者に業務を行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。

(3) 第三者に業務を行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるため、その第三者と契約しないよう、又は第三者と締結している契約を解除するよう求めたにも関わらず、その求めに従わなかったとき。

(解除に伴う措置)

- 8 前 2 項の規定による解除に伴い、受託者に損害が生じたとしても、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。

(誓約書の提出等)

- 9 受託者は、この契約の契約金額が 200 万円を超える場合には、委託者に対し、この契約の締結までに、次の事項に関しての業務委託契約の委託者に対する誓約書を提出しなければならない。

(1) 受託者が暴力団等でないこと。

- (2) 受託者が前号のほか、本委託契約の約定及び本委託契約に係る特約の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の業務委託契約の委託者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
  - (3) 本委託契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、委託者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 10 受託者は、前項の規定により誓約書を提出する必要がある場合であっても、業務委託契約の委託者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。  
(受託者からの協力要請)
- 11 受託者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、委託者及び明石警察署長に協力を求めることができる。